

# 秩父市の高齢者のための施策

福祉部高齢者介護課 電話 25-5205(直通)  
 吉田総合支所市民福祉課 電話 72-6082(直通)  
 大滝総合支所市民福祉課 電話 55-0865(直通)  
 荒川総合支所市民福祉課 電話 54-2116(直通)

## (1)高齢者等の介護支援

平成27年4月1日現在

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
ねたきり老人等手当	月額10,000円を年3回(4月、8月、12月)本人もしくは介護者の指定口座に振り込みます。支給決定月から支給該当となります。	市内に住所を有し、65歳以上で要介護4～5又はこれに準ずる状態もしくは重度の認知症の状態が、6か月以上続いている方	高齢者介護課・市民福祉課
ホームヘルプサービス事業	申請後調査し、サービスの必要のある方に対し、週1回程度ホームヘルパーを派遣し、調理、洗濯、掃除等の家事の自立支援や相談及び助言を行う。 ※1回1時間以内の利用で、310円の手数料がかかります。	市内に住所を有し二次予防事業対象者と認められた方	高齢者介護課・市民福祉課
ショートステイ事業	7日以内の老人ホームへの入所措置を行います。 ※1日2,000円の負担金がかかります。	市内に住所を有し、対人関係が成立しないなど社会適応が困難な在宅のおおむね65歳以上の高齢者(介護保険対象者以外の方)	高齢者介護課・市民福祉課
デイサービス事業	月5回以内の利用で、給食、養護、生活指導、日常動作訓練、介護教室、健康チェック、送迎、運動器の機能及び口腔機能の向上事業、栄養改善事業等を行います。 ※1回800円以内の利用料金がかかります。(中村デイ・大滝デイは610円)	市内に住所を有し二次予防事業対象者と認められた方	高齢者介護課・市民福祉課
日常生活用具の給付	電磁調理器給付 ※所得に応じた負担金あり	おおむね65歳以上で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯	高齢者介護課・市民福祉課
	火災警報器、自動消火器給付 ※所得に応じた負担金あり	65歳以上のひとり暮らし高齢者	高齢者介護課・市民福祉課
	老人用電話回線貸与 ※緊急通報システム事業対象者に限る	おおむね65歳以上で、市民税世帯非課税のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯	高齢者介護課・市民福祉課
家族介護用品支給事業(紙おむつ支給事業)	1か月の支給限度内で毎月20日前後に委託業者が宅配(現物支給) 該当となった方は紙おむつ用ゴミ袋の支給があります。	市民税非課税世帯に属し、6か月以上ねたきり状態もしくは重度の認知症状態が続いており、要介護認定で要介護4及び5と判定された高齢者	高齢者介護課・市民福祉課

## (2)生きがい・社会参加・生活環境など

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
緊急通報システム事業	緊急通報装置を設置し、緊急時に無線発信器を押すだけで消防署に通報します。(民生委員を通じて申請してください)	在宅のひとり暮らしで、身体上の慢性的な疾病等により日常生活を営む上で常時注意を要する、おおむね65歳以上の高齢者又は重度障がい者 【有料】特に身体的に緊急を要する病気等はないがひとり暮らし(昼間、夜間のみ独りになる方を含む)で不安を抱えている高齢者	高齢者介護課・市民福祉課 (民生委員を通じて申請)
敬老入浴事業	入浴券を交付します。 入浴設備有の方 1枚/月 入浴設備無の方 2枚/月	市内に住所を有する65歳以上の方	高齢者介護課・市民福祉課
敬老祝金の支給	77歳の方に1万円 88歳の方に2万円 99歳の方に3万円	9月1日を基準日として、秩父市に1年以上住民登録をしている在宅の77歳、88歳、99歳の方	高齢者介護課・市民福祉課
敬老会の開催	9月から10月にかけて、旧秩父市は市と町会、吉田・大滝・荒川地区は市と社協の共催で敬老会を実施します。	市内に住所を有する75歳以上の方	高齢者介護課・市民福祉課
老人クラブへの助成	年に1回、各老人クラブの活動に助成金を交付。	老人クラブの会員はおおむね60歳以上	高齢者介護課・市民福祉課
ゲートボール大会の開催	市と老人クラブ連合会、ゲートボール協会の共催でゲートボール大会を実施します。 ◎秩父市福祉ゲートボール大会・・・6月頃 ◎豊島区との親善ゲートボール大会・・・10月頃	ゲートボール協会入会者および参加申込した市民の方	高齢者介護課
敬老はり・灸・マッサージ事業	郡市内の鍼灸院で利用できる利用券を交付します。 ※年度2枚交付(1枚で2,000円の割引)	市内に住所を有する70歳以上の方	高齢者介護課・市民福祉課
高齢者配食サービス事業	週3回まで昼食を400円で配食します。	自分で食事の支度をするのが困難な、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は重度心身障がい者	高齢者介護課・市民福祉課
徘徊高齢者等探索システム事業	徘徊高齢者等に移動端末機を所持させ、現在位置の情報の入手、又はインターネット等により、現在位置を探索します。 介護者等が徘徊高齢者等を発見できないときは、徘徊高齢者等が探索された場所に受託業者が急行するサービスです。	市内に住所を有する徘徊行動のある在宅の認知症高齢者、又は外出した際に家に帰ることのできない在宅の知的障がい者、知的障がい児及びその介護者等	高齢者介護課・市民福祉課
車椅子の貸し出し	市内に居住し居宅において生活する方に無料で1か月以内(延長可)	市内に居住し居宅において生活する方	障がい者福祉課・秩父市社会福祉協議会
あんしんサポートネット	一人で生活していくには不安がある方に安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に伺いお手伝いします。 ① 福祉サービスの利用援助 ② 日常生活上の手続き援助 ③ 日常的金銭管理 ④ 書類等預かりサービス(不動産の権利証・契約書・通帳・実印など)  <利用料金> ①②③ 1回1時間1,200円。以降30分毎に400円が加算されます。 ④ 基本料2,000円 利用料500円	高齢者や知的障がい、精神障がい者等	秩父市社会福祉協議会 22-1514

ハンディキャブ	利用する方の社会参加のために送迎サービスを行います。 ・利用回数 月2回 ・利用料 無料 ただし燃料及び有料駐車場の負担もあります。	旧秩父市及び旧吉田町の地域に在住で、障がい程度が重く車椅子等を利用している寝たきりの高齢者の方	秩父市社会福祉協議会 22-1514
移送サービス事業	利用する方の社会参加のために送迎サービスを行います。 ・利用回数 月2回 ・利用料 市内利用 500円 市外利用 1,000円	旧大滝村及び旧荒川村の地域に在住で、公共交通機関を利用する事が困難な、虚弱高齢者又は身体障がい者の方	大滝・荒川 市民福祉課
成年後見制度	認知症高齢者や知的障がい者など判断能力の不十分な成年者の生活を守るため、本人の判断能力に応じて「後見人」「保佐人」「補助人」が日常的な金銭管理や財産管理、法律面などのサポートを行う制度です。 本人や家族からの申立てによる「法定後見制度」と、将来に備え本人があらかじめ任意後見人になってほしい人と委任契約を結ぶ「任意後見制度」があります。	認知症高齢者や知的障がい者などの判断能力の不十分な成年者	高齢者介護課・市民福祉課・包括支援センター
秩父市ふれあいセンター	地域在宅福祉を積極的に推進し、高齢者および障がいのある方々があらゆる人たちと交流しながら、健康・生きがいづくりと社会参加・社会復帰を果たすための施設です。 詳しくは、施設へお問合せください。 ※入浴料 1回100円(65歳以上、障がい者の方は無料)	高齢者(おおむね60歳以上の方) 障がい者(児) 福祉関係団体	ふれあいセンター 22-9132
秩父市福祉交流センター	高齢者、児童生徒及び地域のあらゆる人達の世代交流並びに福祉活動の場を提供し、ふれあい及び支えあいの心豊かな地域づくりを図るための施設です。 詳しくは、施設へお問合せください。 ※入浴料 1回100円(65歳以上、障がい者の方は無料)	高齢者(満60歳以上の方)及びその介護者 福祉関係団体	下郷 23-5792 影森 25-2230 高篠 25-7001
秩父市高齢者憩いの家	高齢者に憩いの場を提供し、高齢者の福祉の増進を図るための施設です。 詳しくは、施設へお問合せください。	高齢者(満60歳以上の方) 60歳以上の者により構成される団体	高齢者憩いの家 22-0713
秩父市老人福祉センター	高齢者に潤いと憩いの場を提供し、福祉の増進を図るための施設です。 詳しくは、施設へお問合せください。 ※入浴料 1回100円(65歳以上、障がい者の方は無料)	高齢者(満60歳以上の方)及びその介護者 60歳以上の者により構成される団体	溪流荘 22-7117 大滝老人福祉センター 55-0847
秩父市いきがいセンター	高齢者のいきがいづくりを目的に、介護予防を図るための施設です。 詳しくは、施設へお問合せください。	市内に居住する40歳以上の方	いきがいセンター 25-3343
羊山センター	市民のみなさまの健康増進と教養の向上を願い“仲間づくり”の輪を広げ、憩いの場として楽しく過ごしていただくための施設です。 詳しくは、施設へお問合せください	どなたでも利用できます 65歳以上・障がい者 無料	羊山センター 23-2325
秩父市シルバー人材センター	シルバー人材センターへ希望する職種の登録を行ない、仕事の紹介と配分金の支払いを受けます。 ※職種分野 ◎サービス分野(観光案内、家事援助サービス) ◎技術分野(襖・障子・網戸の張替え、植木の手入れ、壁の塗り替え・ペンキ塗り・大工仕事など) ◎専門技術分野(車の運転) ◎管理分野(施設管理、駐車場・駐輪場整理) ◎事務分野(一般事務、筆耕・受付業務) ◎折衝・外交分野(広報等の配布、検針・販売) ◎屋内外作業分野(草刈・除草作業、公園・トイレ清掃、工場製造補助・清掃など)	おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方	秩父市シルバー人材センター 22-4454

<p>高齢者相談支援センター</p>	<p>◎介護保険についての相談。 ※住居地によって担当支援センターが異なります。</p> <p>●宮側町・番場町・道生町・中村町(一丁目・四丁目)、桜木町・金室町・永田町・柳田町・阿保町・大畑町・滝の上町・上宮地町・中宮地町・下宮地町・大宮(上宮地町・中宮地町・下宮地町)・相生町・大野原・黒谷  .....高齢者相談支援センターなかむら(老健うらら内)  電話 27-0251</p> <p>●日野田町・野坂町・大宮(日野田町・野坂町)・熊木町・上町・中町・本町・上野町・東町・中村町(二丁目・三丁目)・近戸町・別所  .....生協ちちぶ高齢者相談支援センター(秩父市役所前)  電話 25-2077  (夜間080-6611-3316)</p> <p>●寺尾・蒔田・田村  .....秩父中央高齢者相談支援センター(秩父中央病院内)  電話 24-5870</p> <p>●山田・栃谷・定峰  .....秩父市社会福祉事業団高齢者相談支援センター(ほのぼのマイタウン内)  電話 22-6777</p> <p>●太田・伊古田・品沢・堀切・小柱・みどりが丘 ...太田高齢者相談支援センター  電話 62-0972</p> <p>●久那・上影森・下影森・浦山・和泉町  .....杏子苑高齢者相談支援センター(特養杏子苑内)  電話 25-1983</p> <p>●吉田地区 .....白砂恵慈園高齢者相談支援センター(白砂恵慈園内)  電話 77-0099</p> <p>●大滝地区 .....大滝・桜の園高齢者相談支援センター(大滝・桜の園内)</p>	<p>高齢者相談支援センター</p>
--------------------	--	--------------------

(3)施設入所関係

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
<p>養護老人ホーム</p>	<p>養護老人ホームへの措置入所を行います。</p>	<p>65歳以上で家族から支援を受けることができず、環境上、経済的理由により、居宅での生活が困難であると市長が認めた方</p>	<p>高齢者介護課・市民福祉課</p>
<p>高齢者生活支援ハウス</p>	<p>一定期間居住を提供し、各種相談、助言及び緊急時の対応を行います。  ※収入に応じた利用料がかかります。(食費、光熱水費などの日常生活費は自己負担)</p> <p>・高齢者生活支援ハウス吉祥苑(上吉田)  定員20人</p> <p>・高齢者生活支援ハウス(吉田久長)  定員10人</p>	<p>市内に10年以上住所を有する60歳以上で、ひとり暮らし又は夫婦のみの世帯に属し、家族から援助を受けることが困難な方であって、独立して生活することに不安のある方  (入居要件)  ①市内に親族が居住していない方又は親族から支援を受けることができない方  ②自炊のできる方  ③歩行、入浴、排せつ等すべてにおいて自立できる方。ただし、夫婦の場合は、片方が介助を要する状態であっても入居することができる。</p>	<p>高齢者介護課・市民福祉課</p>

(4)相談総合窓口

内 容	名 称	住 所 電話番号	FAX
<p>介護保険・高齢者福祉全般に関すること</p>	<p>秩父市福祉部高齢者介護課</p>	<p>秩父市熊木町8-15  25-5205(直通)</p>	<p>22-7168</p>
	<p>吉田総合支所市民福祉課</p>	<p>秩父市下吉田6585-2  72-6082(直通)</p>	<p>77-1529</p>
	<p>大滝総合支所市民福祉課</p>	<p>秩父市大滝985  55-0865(直通)</p>	<p>55-0172</p>
	<p>荒川総合支所市民福祉課</p>	<p>秩父市荒川上田野1734-6  54-2116(直通)</p>	<p>54-2334</p>
	<p>秩父地域包括支援センター</p>	<p>秩父市熊木町8-15  22-2582(直通)</p>	<p>27-7336</p>
	<p>吉田地域包括支援センター</p>	<p>秩父市下吉田6569-1(吉田保健センター内) 77-1134(直通)</p>	<p>77-1138</p>
	<p>大滝荒川地域包括支援センター</p>	<p>秩父市荒川日野70-1(荒川保健センター内) 53-1014(直通)</p>	<p>53-1015</p>

福祉サービスに関すること	秩父市社会福祉協議会	秩父市野坂町1-13-14 (秩父市福祉女性会館内) 22-1514	22-4815
成年後見制度に関する こと	秩父市簡易裁判所	秩父市上町2-9-12 22-0226	25-2331
	権利擁護センター(埼玉県社会福祉協議会)	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階 048-822-1204	048-822- 1406